

報告第4号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和5年6月9日

長崎県知事 大石 賢 吾

令和4年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）

令和4年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ727千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(業務勘定)		千円 748	千円 Δ727	千円 21
1 繰入金		745	Δ726	19
	1 一般会計繰入金	745	Δ726	19
3 諸収入		2	Δ1	1
	2 雑入	1	Δ1	0
歳入合計		748	Δ727	21

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(業務勘定)		千円 748	千円 Δ727	千円 21
1 農林水産業費		748	Δ727	21
	1 林 業 費	748	Δ727	21
歳 出	合 計	748	Δ727	21